

大和市告示第41号

大和市行政協力員制度実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年3月3日

大和市長 大 木 哲

大和市行政協力員制度実施要綱の一部を改正する要綱

大和市行政協力員制度実施要綱（令和2年大和市告示第15号）の一部を次のように改正する。

別表中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。